

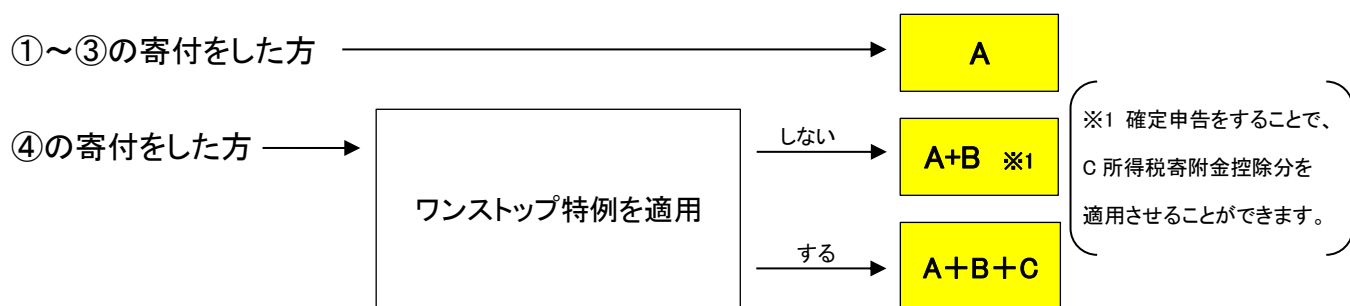
IV-④寄附金税額控除

控除の対象となる寄附をした場合、下記により算出した額を市民税・都民税所得割額から控除できます。

控除の対象となる寄附

- ① 東京都の共同募金会に対する寄附
- ② 日本赤十字社東京都支部に対する寄附
- ③ 東大和市または東京都が条例で指定した法人・団体に対する寄附
※条例指定されていない場合には、指定されている一方のみの控除となります。
- ④ 都道府県・市町村または特別区に対する寄附(いわゆる「ふるさと納税」)

寄附金税額控除額の計算方法



◎ワンストップ特例とは、確定申告の必要のない方がふるさと納税を行った場合に、その各自治体に申請を行うことで確定申告が不要になる制度です。

	区分	計算方法
A	住民税の基本控除分	(寄附金-2,000円) × 10% (市 6% 都 4%) (※控除の上限は総所得金額等 × 30% - 2,000円。総所得金額等とは、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額)
B	住民税の特例控除分	(寄附金-2,000円) × {90% - (所得税の限界税率 × 1.021)} (※控除額の上限は、住民税所得割額の 20%)
C	申告特例控除分(所得税寄附金控除分)	住民税の特例控除分(B) × 申告特例控除割合

※「所得税の限界税率」と「申告特例控除割合」については、次ページの表を参照してください。

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金控除に係る所得税の限界税率		
住民税の課税総所得金額－人的控除の差額の合計額	所得税の限界税率	割合(平成26～令和20年度)
0円未満(課税山林所得、課税退職所得がある場合)	地方税法に定める割合	
0円未満(課税山林所得、課税退職所得がない場合)	0%	0%
0円以上 195万円以下	5%	5.105%
195万円超 330万円以下	10%	10.21%
330万円超 695万円以下	20%	20.42%
695万円超 900万円以下	23%	23.483%
900万円超 1800万円以下	33%	33.693%
1800万円超 4000万円以下	40%	40.84%
4000万円超	45%	45.945%

※課税総所得金額とは、総所得金額から所得控除額を引いた金額です。

※限界税率とは、個人の課税所得金額に応じて適用される税率のうち最も高い税率です。

※平成26～令和20年度は復興特別所得税率があるため、「割合(平成26～令和20年度)」となります。

申告特例控除割合	
課税総所得金額－人的控除調整額	割合(平成26～令和20年度)
0円以上 195万円以下	84.895分の5.105
195万円超 330万円以下	79.79分の10.21
330万円超 695万円以下	69.58分の20.42
695万円超 900万円以下	66.517分の23.483
900万円超 1800万円以下	56.307分の33.693
1800万円超 4000万円以下	
4000万円超	

※平成26～令和20年度は復興特別所得税率があるため、「割合(平成26～令和20年度)」となります。

◇ふるさと納税の上限額を求める計算式◇

上記B住民税の特例控除分の上限額が住民税所得割額の20%のため、住民税特例控除額＝住民税所得割額×20%のとき、2,000円を超える部分が全額控除となる寄附金の上限額となります。

このことから、上限額をXとしてBの計算方法を変形すると、

$X = \text{住民税所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021) + 2,000 \text{円}$ となります。

例) 給与収入額 3,000,000円(給与所得額 2,020,000円)、所得控除合計額が 900,000円の方の場合、所得税の限界税率が 5%、所得割額が 114,500円となりますので、

$X = 114,500 \times 20\% \div (90\% - 5\% \times 1.021) + 2,000 \text{円}$

$X \approx 28,974 \text{円}$ よって、28,974円までなら実質 2,000円負担でふるさと納税することができます。